主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山崎利男の上告趣意のうち、憲法三一条、三八条三項、三九条違反をいう 点は、記録によれば、第一審判決が余罪を量刑のための一情状として考慮したもの と認められるとした原判決の判断は正当であるから、所論は前提を欠き、その余は、 単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらな い。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年一月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	官	坂		本	吉	勝
裁判	官	関		根	小	郷
裁判	官	天		野	武	_
裁判	官	江	里		清	雄
裁判	官	高		ì+	īF	己.